

平成 29 年度の地方分権改革に関する提案募集への対応について(案)

平成 29 年 5 月 25 日
本 部 事 務 局

国の地方分権改革推進本部が実施する地方分権改革に関する提案募集に対して、関西広域連合から以下の提案を行う。

1 対応方針

〈新規提案〉

- 関西広域連合の存在感を放つ、及び取組の発展・充実化を図るため、関西全体の共通課題の解決に資する提案など幅広く検討を進める。
- 「府県」、「政令市」に移譲されるべき性質・内容の事務・事業であっても、各府省が広域的な視点での実施が必要として移譲を認めないものなどは、広域連合への提案候補として検討を行う。
- 府県域を超えるという理由で国が行使している事務権限を洗い出し、広域連合の提案候補として検討を行う。
- 具体の事務執行までには体制整備が可能であるため、現状の組織体制にはこだわらず、提案を行うこととする。(移譲後の執行体制は並行して検討)

〈再提案〉

- 昨年度提案したが、「実現できなかったもの」及び「内閣府と各府省との間で調整対象とされなかったもの（改めて具体的な支障事例等が示された場合等に調整対象とする提案）」については、支障事例を含め提案内容等について必要な見直しを行った上で再度検討を行う。

〈共同提案〉

- 構成団体からの提案についても共同して提案できるよう、関西広域連合が中心となって調整を行う。

2 関西広域連合からの提案候補

裏面参照

- (1) 大括りの提案を含めた32項目の提案を予定（※昨年の提案：19項目）
- (2) 構成団体が行う提案で、全ての構成団体の意向がまとまったものについては、広域連合としても共同提案を行うこととし、別途調整する。

3 募集期間

平成29年2月21日(火)～6月 6日(火)

関西広域連合からの提案候補（概要）

1 29年度新たに提案するもの

提案項目	提案内容
法定協議会の事務局の移管に関する提案（①～②）	
①広域地方計画協議会	<p>関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しており、関西の広域行政の責任主体として、政策の企画・調整機能の実績を積み重ねている。関西広域連合が事務局機能を担うことにより、各行政分野の調整を一元的に行うことが可能となり行政の効率化を図ることが見込めることから、協議会の事務局機能を広域連合に移管することを求める。</p> <p>【協議会の設置目的】</p>
②港湾広域防災協議会	<p>① 広域地方計画協議会 近畿圏の広域地方計画の策定及びその実施に関し必要な事項を協議するための協議会</p> <p>② 港湾広域防災協議会 複数の港湾にまたがる広域災害時に港湾機能を継続するため、必要な事項を協議し、広域災害発生時に各機関が連携して必要な対応を行うための協議会</p>
出先機関等の事務権限の移譲に関する提案（③～⑰）	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 国出先機関の事務権限のうち、府県域を越えることから国の出先機関の事務となっているもの ・ 許認可権者が国と府県（複数の府県域は国、一の府県域は府県）に分かれており、国と府県が同じ事務を処理しているもの <p>以上の2つの条件を満たすものについて、以下③～⑰の法律に規定されている国の事務権限を関西広域連合に移譲すること求める。</p>	
近畿経済産業局の権限	
③流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律	総合効率化計画の認定、変更認定、報告の徴収等
④伝統的工芸品産業の振興に関する法律	二次以降の振興計画の認定、変更の認定、認定取消
⑤中小企業等経営強化法	経営革新計画の承認、変更の承認、報告の徴収等
⑥液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（販売事業）	液化石油ガス販売事業の登録、登録の取消、基準適合命令、事業の全部又は一部の停止命令
中部近畿産業保安監督部近畿支部の権限	
⑦液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（保安業務等）	一般消費者等に対する保安業務の認定、保安業務の改善命令、保安業務規程の認可、適合命令、認定の取消、報告の徴収等

提案項目	提案内容
⑧電気工事業の業務の適正化に関する法律	電気工事業の登録、登録の取消、差止命令、危険防止命令、報告及び検査等
⑨高圧ガス保安法	製造施設又は第一種貯蔵所に係る指定完成検査機関及び指定保安検査機関の指定、輸入した高圧ガス及びその容器に係る指定輸入検査機関等
⑩火薬類取締法	火薬類の製造施設や火薬庫に係る指定完成検査機関及び指定保安検査機関の指定等
近畿地方整備局の権限	
⑪建設業法	建設業の許可、指示及び営業の停止、許可の取消、報告及び検査等
⑫宅地建物取引業法	宅地建物取引業の免許、指示及び業務の停止、免許の取消、認可の取消、報告及び検査等
⑬不動産の鑑定評価に関する法律	不動産鑑定業者の登録、書類提出義務、懲戒処分、報告及び検査、勧告等
⑭土地収用法	事業の認定、申請書の提出の受理・申請書の欠陥の補正及び却下、土地の管理者及び関係行政機関・専門的学識及び経験者の意見の聴取、公聴会の開催、事業の認定の告示等
⑮建築基準法	建築物の建築確認・検査を行う指定確認検査機関の指定、確認検査員の選任等の届出受理、確認検査業務規程の認可、変更命令等、監督命令、報告徴収・立入検査、指定の取消等
国土交通省の権限	
⑯大深度地下の公共的使用に関する特別措置法	鉄道事業、認定電気通信事業、一般送配電事業、送電事業、特定送配電事業又は発電事業に係る大深度地下の使用の認可等
地方環境事務所の権限	
⑰土壤汚染対策法	指定調査機関の指定・監督等

2 28年度提案のうち再提案するもの

提案項目	提案内容
①広域連合の規約変更における大臣許可手続きの撤廃	広域連合の規約のうち、広域連合の処理する事務及び広域連合の作成する広域計画の項目を変更するにあたり、当該事務が国の行政機関の長の権限に属さない事務等の場合は、総務大臣の許可を不要とし届出制とする。
②国に移譲を要請できる事務の範囲の拡大	国に移譲を要請できる事務の範囲が「密接に関連する事務」に限定されていることで要請権が実質的に行使できないことからその見直しを行うとともに、要請を行ったときは、協議に応じるべきことを求める。
③新規就農者の拡大支援（農業次世代人材投資資金（旧青年就農給付金）の要件緩和）	新規就農者が、親族から貸借した農地が、交付期間中に、所有権移転や第三者からの貸借等により経営面積の2分の1未満になれば、交付金の返還は不要とする制度改正により、新規就農者への支援拡大を図る。

提案項目	提案内容
関西圏域の総合的な形成と土地利用・整備・保全を一体的に推進するための事務権限（④～⑨）	
④国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画の策定権限の移譲	広域地方計画協議会への広域連合の参画が認められていないため、計画への提案を目的とする関西圏域の展望研究会の成果を反映できておらず、地域の実情を踏まえた計画となっていない。国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画の策定権限を関西広域連合への移譲を求める。
⑤近畿圏整備法に基づく整備計画の決定権限・各区域の指定権限の移譲等	近畿圏整備計画の決定等については、インフラ整備等だけでなく、あらゆる分野を総合的に見て判断する必要があるため、関西広域連合や府県が地域の実情を踏まえ、自主的・主体的に企画・立案等ができるよう国同意の廃止を求める。
⑥複数府県に跨がる都市計画区域の指定権限の移譲	関西広域連合が府県間の意見調整等を図ることが可能であり、今後、府県を跨いで都市計画区域を指定した方が良いと考えられる場合に備え、予め当該指定権限を移譲すべきであり、複数府県に跨がる都市計画区域の指定権限について、関西広域連合への移譲を求める。
⑦複数府県に跨がる重要流域内民有林の保安林の指定・解除権限の移譲	現在、河川管理者が府県である場合に限り移譲を検討されている重要流域内の民有林の保安林の指定・解除権限について、府県への移譲を基本とし、複数府県に跨がるものは、関西広域連合への移譲を求める。
⑧国立公園の管理に係る地方環境事務所長権限の移譲	国立公園の各区域内の行為許可権限、立入認定権限等の地方環境事務所長権限（連合域内の山陰海岸国立公園）について、関西広域連合への移譲を求める。
⑨国定公園に関する公園計画の決定等権限の移譲	国定公園は、国の公園計画に基づき府県が管理し、府県の自主性・主体性が尊重されていない。地域の実情に応じて地方公共団体が公園計画を決定すべきで、複数府県に跨がるものは、関係府県の調整を基本に、関西では、関西広域連合が中心となって定めるようにすべきである。
⑩災害救助の特別基準の設定に係る内閣総理大臣への協議・同意の廃止	災害救助法に基づく救助に関し、特別基準の設定に係る内閣総理大臣の協議・同意を廃止するとともに、設定に伴う財源措置を確実に実行することを求める。
⑪観光圏整備実施計画の認定に係る事務・権限の移譲	広域観光周遊ルートの形成など、観光エリアが相互に協力し、力を発揮しながら国内外の観光客の受入増に対応していく地域の「連携」「協調」の仕組みづくり等で国が地域間の調整を行うのは難しいが、関西広域連合であれば広域的に調整を行い、地域の総合力としての誘客が可能となるため、広域連合への移譲を求める。
⑫一般乗合旅客自動車運送事業の許認可等権限の移譲	道路運送法の一般乗合旅客自動車運送事業に係る事業経営、事業計画、運賃等への許認可・登録、さらには、指導監督等の事務を含めた権限について、同一府県内で実施するものは、移譲を希望する府県への移譲を基本としつつ、府県域を跨がるものは、府県域を越える広域連合への移譲を求める。
⑬地域医療の推進（国等が保有する医療関連データの利活用）	国が保有するNDBデータ（レセプト情報・特定健診等の情報）について、本来目的である高齢者医療確保法に基づくデータについて、提供の迅速化を図るとともに、高齢者医療確保法に基づかない利用についても申請事務の簡素化を行うことにより、地域医療構想の策定等、効率的・効果的な保健医療政策等の立案を行う。

3 2のうち新たな切り口について、新規提案を合わせて行うもの

提案項目	提案内容
関西圏域の総合的な形成と土地利用・整備・保全を一体的に推進するための事務権限（①～②）	
<p>①国土形成計画法に基づく近畿圏広域地方計画に係る提案権の付与 【2-④関連】</p>	<p>平成28年3月に決定された「関西広域地方計画」について、現行法の規定では、関西広域連合には、計画区域の市町村に認められている計画に対する変更等の提案権が認められていない。関西広域連合に提案権を付与することは、同計画に対し広域的な視点による関西の実情、地域性、独自性をよりの確に反映させた計画変更の提案を可能とするものであるため、関西広域連合に市町村と同じく提案権を付与すべきである。</p>
<p>②近畿圏整備法に基づく整備計画に係る意見聴取の機会の付与 【2-⑤関連】</p>	<p>近畿圏整備法では、近畿圏整備計画の策定、変更に当たっては、関係府県・関係指定都市の意見を聴くとされている。関西においては、府県・指定都市を構成団体とする関西広域連合を設立しているが、平成28年3月に決定された「近畿圏整備計画」に係る意見照会では、関西広域連合に意見照会が行われなかった。近畿圏整備計画に広域的な視点を踏まえた関西の実情、地域性、独自性をよりの確に反映させるため関西広域連合に関係府県・関係指定都市と同じく意見聴取の機会を付与すべきである。</p>